

第7次行政改革推進計画の概要

■ポイント

- ・第7次行政改革推進計画は、市の経営資源の根幹である「人(職員)」の育成と、職員がその能力を存分に発揮できる組織体制の構築、多様な働き方や業務執行方法の効率化といった職場環境の整備、P D C Aサイクルに基づく施策等の検討といった「組織」の強化に重点的に取り組むものとする。
- ・一方、今後の財政見通しは決して楽観できないことから、引き続き施設の適正配置や第三セクター等の経営健全化に取り組むほか、歳入の確保、P D C Aサイクルに基づく事務事業の適正化を図ることで、今後も「健全財政の維持」のための取組を継続する。

1 計画の位置付け（第2章）

(1) 第7次総合計画、第3次財政計画、第4次定員管理計画との関係性

- ・本計画は、総合計画の将来都市像の実現に向け、各主要計画と合わせ、市政運営の基盤の強化に係る方針を定めるものとする。

(2) 人事改革の方針との関係性

- ・人事改革の方針が示す職員、職場風土、組織体制の目指す方向性は、本計画における「人づくり」、「組織づくり」の方針と同様であることから、同方針に示される取組を本計画に位置付け、市政運営の基盤強化を図る。

(3) I C Tによる情報化推進基本方針との関係性

- ・I C Tによる情報化推進基本方針を踏まえ、行政内部の業務執行の効率化や市民サービスの利便性向上の観点から、I C Tを積極的に活用し、「スマート市役所」への転換を目指した取組を推進する。

2 計画期間（第2章）

- ・総合計画の計画期間と同じく、令和5年度から令和12年度までの8年間を計画期間とし、前期4年と後期4年に分けて行政改革の取組を推進することとし、令和8年度に後期計画を策定する。

3 策定の背景（第3章）

(1) 第6次行政改革推進計画の検証

- ・計画全体では、第6次計画の目標をおおむね達成できる見込みであるが、コロナ禍や物価高騰の影響もあり、当初想定した成果が上がっていない取組がある。
- ・「公共施設の適正管理の推進」と「第三セクター等の経営健全化の推進」の取組は目標の達成が困難な見通しである。
- ・第三セクター等の取組については、国の助成金の不正受給事案を受け、今後、関与方針に基づく取組を一層推進し、経営健全化を図るとともに、市による管理・監督体制の強化について検討していく必要がある。

(2) 不確実性が高い時代の到来

- ・人口減少と少子高齢化の進行、コロナ禍、自然災害の激甚化・頻発化、デジタル技術の進展、国際情勢の不安定化といった社会経済情勢の中、市民の価値観やライフスタイルも変容し、市は、複雑化・多様化し、前例や経験則が通用しない課題に直面している。

(3) 人口減少・少子高齢化の進行

- ・人口減少・少子高齢化の進行の中で、市は、経営資源(職員、組織、財源、資産)を効率的・効果的に活用し、サービスを持続的かつ安定的に提供することが求められる。

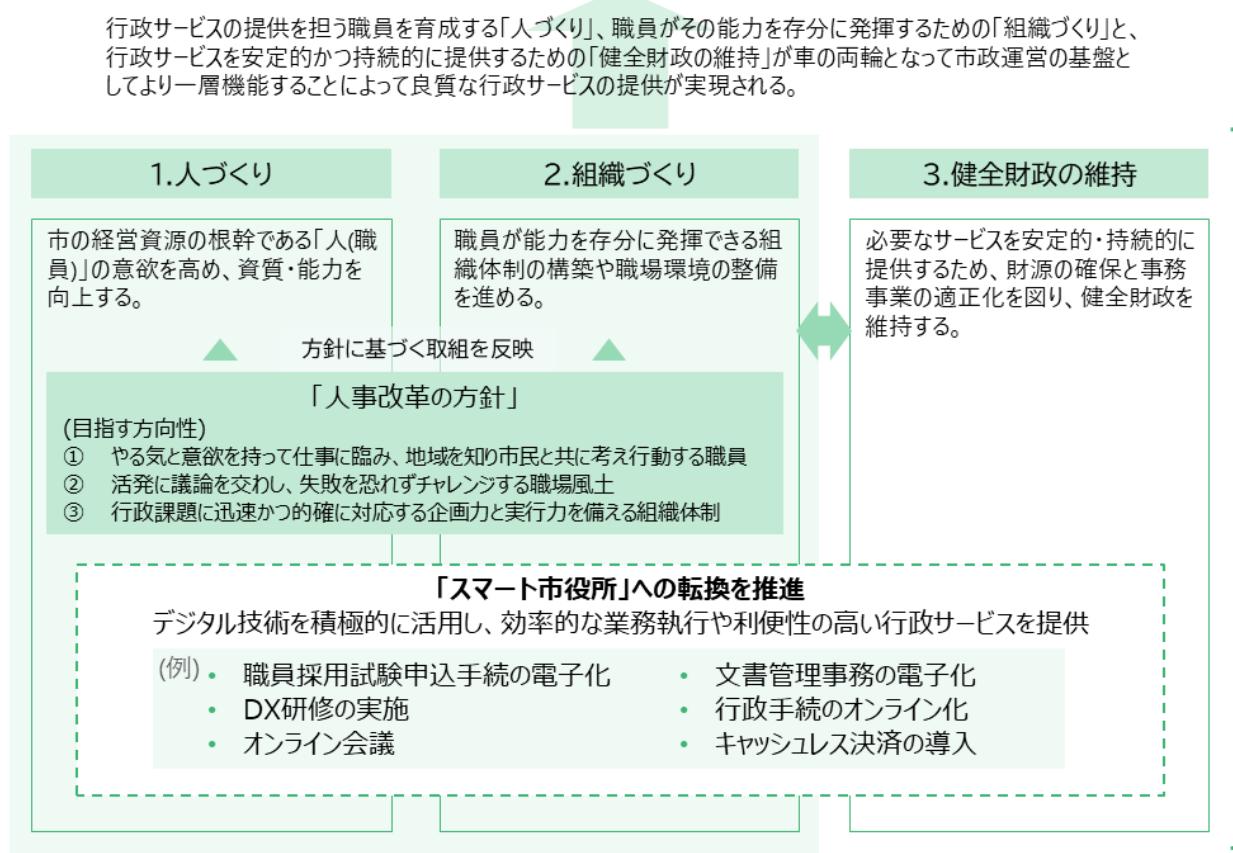
(4) デジタル化の進展

- ・デジタル化の急速な進展、多様化する市民の価値観やニーズに迅速に対応とともに、市政運営の手段として積極的にデジタル技術を活用し、業務執行方法等をデジタル化に合わせて再構築することで、業務を効率化し、限られた職員で行政課題に的確に対応することが求められる。

4 第7次行政改革の目的等（第3章、第4章、第5章）

- ・これから市政運営に当たっては、昨今の社会経済情勢に対応しつつ、総合計画に基づく未来志向のまちづくりの着実な推進と基礎的な行政サービスの確実な提供を行うため、引き続き健全な財政運営を図りつつ、経営資源の根幹である「人(職員)」の育成や、職員が意欲的にその能力を発揮できる「組織」の強化に重点的に取り組む必要がある。
- ・このため、第7次行政改革においては、市が今後も継続的に良質な行政サービスを提供していくに当たり、「人づくり、組織づくり」と「健全財政の維持」が車の両輪となって市政運営の基盤としてより一層機能するよう、各種取組を推進する。
- ・また、取組に当たっては、デジタル技術の積極的な活用により効率的な業務執行や利便性の高いサービスの提供を実現する「スマート市役所」への転換の視点を持って取り組む。

良質な行政サービスの提供 (総合計画に基づくまちづくりの着実な推進、基礎的な行政サービスの確実な提供)



5 第7次行政改革の取組（第6章）

- ・3つの基本方針と12の取組の柱に基づく77の取組を実施する。

※取組の柱1～7の取組、8と9の一部の取組は人事改革の方針と共通

基本方針	中項目	取組の柱
1 人づくり	(1) 人材育成の強化	①人材確保（取組の柱1） ②職員の能力向上（取組の柱2） ③人事評価の見直し（取組の柱3） ④人事異動の見直し（取組の柱4）
2 組織づくり	(1) 組織体制の強化	①組織機構・運用の強化（取組の柱5）
	(2) 働き方の見直し	①勤務形態の多様化（取組の柱6） ②業務執行方法の改善（取組の柱7）
	(3) 行政サービスの立案・改善の強化	①施策・事業の立案・改善の強化（取組の柱8） ②市民サービスの立案・改善の強化（取組の柱9）
3 健全財政の維持	(1) 歳入の確保	①歳入の確保（取組の柱10）
	(2) 歳出の適正化	①事務事業の適正化（取組の柱11） ②公共施設の適正管理と第三セクター等の経営健全化の推進（取組の柱12）

6 計画の推進に当たって（第7章）

- ・12の取組の柱ごとに設定する定性目標を指針とし、取組の具体的な内容やスケジュールを記載する工程表に基づき取組を推進する。
- ・取組の検証は、「何がどのくらいできたか」、「なぜできなかつたか」、「もっとよくするためにどうしたらよいか」、「次に取り組むべきことは何か」といった視点で、課題を探し、積極的に工夫や改善を行う姿勢で取り組む。
- ・行政改革推進課は、12の柱を構成する各取組の進捗状況、効果、課題等について、隨時担当課等と情報を共有し、担当課等とともに検証や改善の検討等を行い、行政改革推進本部会議における議論を経て取組の改善や予算要求に反映する。
- ・また、本計画の取組としている個別事業の業務執行方法の改善、サービスの改善や利便性向上等に当たっては、各職員や各課等が、自発的・継続的にP D C Aサイクルに基づく検証と改善を行うとともに、行政改革推進課を始めとする関係課が必要に応じて改善を支援する体制を構築することで、改善の機運を一層高めていく。また、こうした取組を通じて各課等における議論やコミュニケーションの活性化を図るとともに、職員の政策形成や業務の改善に係る能力の向上につなげていく。

7 計画の改定（第7章）

- ・前期4年間の取組の実施状況や目標の達成状況、社会経済情勢の変化、総合計画の後期基本計画の内容、後期財政計画の内容等を踏まえ、令和8年度に計画の見直しを行い、後期計画を策定する。